

第2号の1様式（第9条関係）

大 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付決定及び補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、大阪市生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助決定者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助決定者が居住する住宅等に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (2) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に申請の取下げをすることができる。